



Puravida

許可番号：23-ユ-303085

株式会社 Puravida

愛知県名古屋市中区栄 5-28-1 名古屋若宮ビル 3 A

返戻金制度について

当社の紹介により採用された者（以下「被紹介者」という）が、入社後 6 か月以内に以下の事由により雇用契約を終了した場合には、当社は受領済みの紹介手数料から、下表に定める割合を求人者に返還するものとします。

- （１） 被紹介者による自己都合退職（ただし、労働条件の不利益変更その他求人者の責に帰すべき事由によるものを除く）。
- （２） 被紹介者の責めに基づく解雇（就業規則に基づく懲戒解雇等）。

雇用契約終了時期	返還割合（紹介手数料に対する割合）
入社から 1 ヶ月未満の場合	紹介手数料の 7 0 %
入社から 3 ヶ月未満の場合	紹介手数料の 5 0 %
入社から 6 ヶ月未満の場合	紹介手数料の 3 0 %

但し、以下の場合には返還の対象外となります。

- （１） 求人者の都合による退職（例：整理解雇、会社都合退職、労働条件の不利益変更等）。
- （２） 天災地変その他不可抗力の事由により雇用契約が終了した場合。